

メーカー向け説明会

データ利活用ポリシー

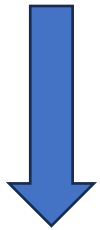
2024/2/22


1. はじめに
2. データ利活用の効果
3. 適切なデータ利活用のための取り決めについて
4. 取り決めておくべき事項について
5. 取り決めをする際に気をつけるべきこと
6. おわりに

1. はじめに

水産分野におけるデータ利活用ガイドラインが制定された経緯

H31.4～H2.3 「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」

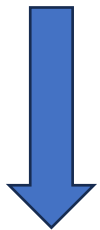



取りまとめ 

「スマート水産業を社会実装するために必要となる基盤」の1つとして「データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立、データ標準化」を挙げた

R2.4～R4.3

「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」



取りまとめ 

R4.3 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」 公表

R4.4～R5.3

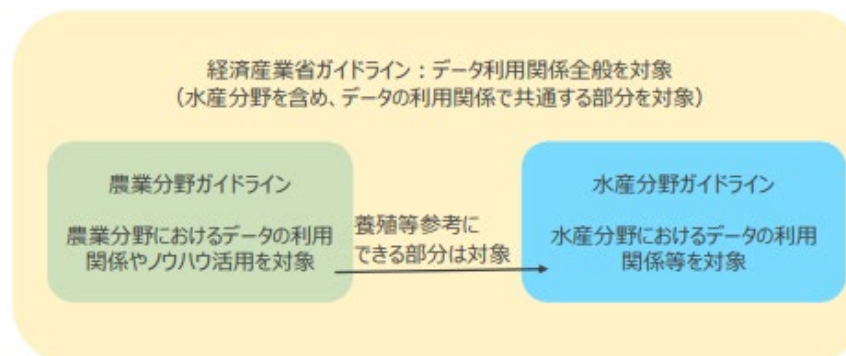
「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」

作成 

R5.4 「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」 ダイジェスト版公表

一般（経済産業省）、農業分野、水産分野のガイドラインの関係

	経済産業省ガイドライン	農業分野ガイドライン	水産分野ガイドライン (本ガイドライン)
対象となるデータ利用関係	一般（特定の利用関係を想定していない）	農業分野におけるデータの利用関係（農業分野の特殊性のある部分を対象とする）	水産分野におけるデータ利用関係（水産分野の特殊性のある部分を対象とする）
主な利用者	データ利用関係に基づいて取決めを行う者全般	農業関係者（農業従事者、農業団体）、研究開発機関、民間事業者、行政機関等	漁業関係者（漁業者、漁業協同組合）、研究開発機関、民間事業者、行政機関等
ガイドラインにおいて保護すべき知的財産等	データ（派生データ含む）等	データ、農業関係者のノウハウ	データ、漁業関係者のノウハウ、ノウハウに該当しない情報
水産分野におけるガイドラインとの関係	産業横断的に適用すべき部分は採用する	例えば、養殖業・栽培漁業等、「育てる漁業」の部分については、農業分野のガイドラインを参考に ※例：ノウハウ部分の保護について	【本ガイドラインの特徴】データ提供者における特徴（個人情報性、漁業協同組合等）の特殊性に根差す部分を記載



【コラム】農業分野ガイドライン

農業分野ガイドラインは、農業分野でのデータの利活用促進を図るために令和2年に公表された。

ノウハウ活用編とデータ利活用編から構成されており、前者は農業関係者が保有するノウハウをAI等の形で利活用する際の、両当事者の契約締結等における留意点を示すものである。また、後者は、データの利活用に際して、農業分野での関係者の特性等を踏まえて、一般的なルールとして定めた『AI・データに関する契約ガイドライン』からの変更点等を示すものである。

農業分野ガイドラインでは、農業関係者が持つノウハウやこれにつながるデータが、意図しない形で流出し、このことが個々の農業関係者における損失だけではなく、農業全体の損失につながるようにする観点から、必要と考えられる対応策が盛り込まれている。一方で、新規農業参入者を円滑に支援するための足かせにならないようにする観点も併せて盛り込まれている。

このような点は、水産業においても該当することが多く、そのため、水産分野での取決めを行う際には、農業分野ガイドラインを参照すべき部分も多い。

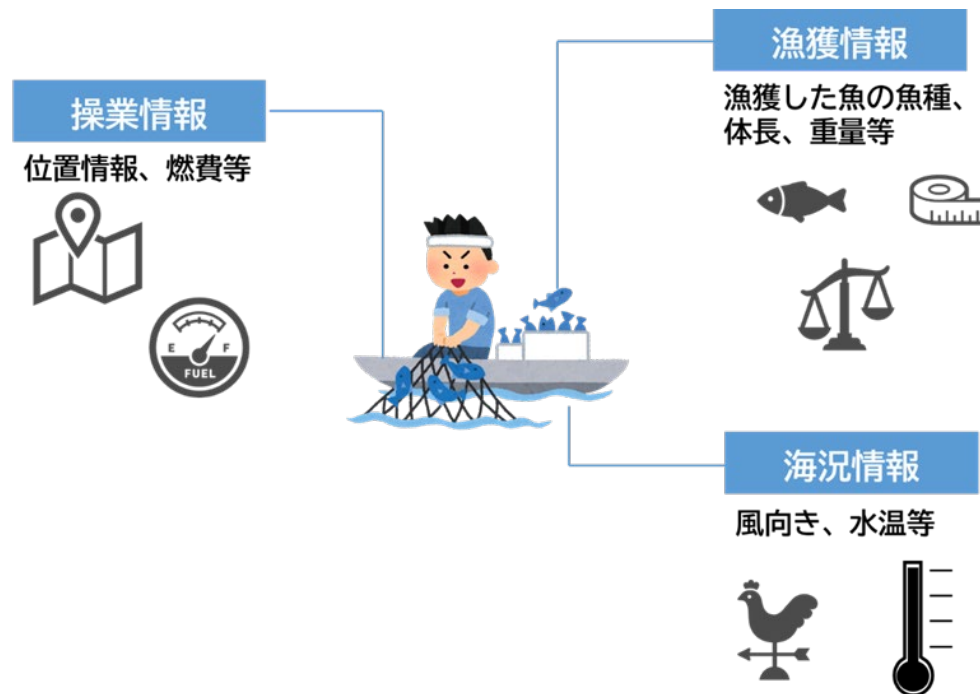
その中でも、特に本ガイドラインとの関係で参考になる部分を紹介すると、水産分野での生産者等が保有するノウハウの流出を心配する方については、農業分野ガイドラインのノウハウ活用編、特に「第3. 農業分野においてAIを利用した製品・サービスに関する契約上の留意事項」の「4. AIを利用した製品・サービスに関して農業関係者等により提供されるデータ・ノウハウ等」を参照いただくことで、お持ちの経験とAIとの関係の理解に役立つ。

また、当事者間のデータの取決めに関して、特に民間事業者とのデータ提供等を行う際の契約条項の考え方について、詳細な内容を知りたい方については、農業分野ガイドラインのデータ利活用編を併せて参照いただくことにより、網羅的な理解に役立つ。

2. データ利活用の効果

スマート水産業とデータ利活用

- 水産業は操業の様々な場面で、データを取得する機会があります。
(例：操業情報、漁獲情報、海況情報など)
- スマート水産業の取組の大半は、これらのデータを取得し、活用することにより生産性の向上を図るものです。



データ利活用のメリット

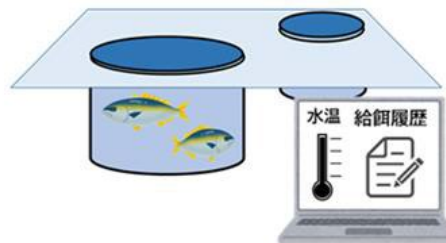
- 取得したデータを活用することで、生産から流通まで、様々なメリットを生み出すことができます。

データを活用することには、
漁業者にとって様々なメリットがあります

位置情報や海況情報を活用することで
効率的な航路や最適な漁場が明らかに



養殖に関するデータの分析により
最適な給餌タイミングを把握



AIを活用した魚の自動仕分けで
市場での作業負荷が低減

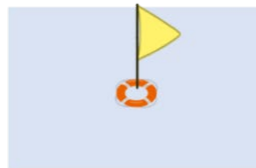


データ利活用と協力関係（1）

- スマート水産業を一層活かすためには、様々な人と協力することが重要です。
- 例えば、漁業者が取得したデータは、試験研究機関や学術機関等に依頼して分析してもらうことで、上記のような「予測」や「効率化」に利用できるようになります。
- また、システム開発会社（ベンダー）などに依頼して、新たなシステムを開発してもらうことで、データをより使いやすい形・分かりやすい形で利用できるようになります。

例 1

ブイから塩分・水温・溶存酸素等を取得します。



システムを構築・運用するため、システムベンダー等と協力することがあります。



取得したデータは、スマートフォンで表示できます。



データをより効率的な作業につなげるため、研究機関等と協力することがあります。



漁業者は、データから最適な作業を実施できます。



例 2



データ利活用を進めていく上では
日常的にデータの提供関係が発生します

3. 適切なデータ利活用 のための取り決めについて

データの価値

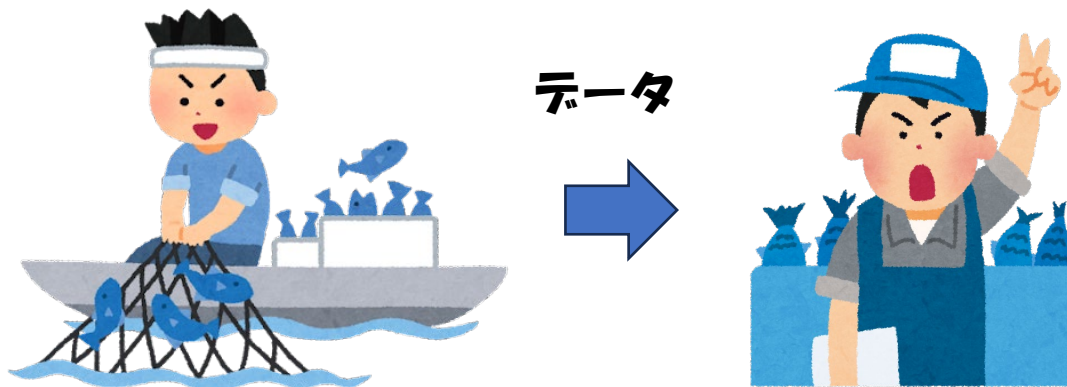
- データとは本来、ある目的のために収集し、その目的を達成するために利用するものです。しかし、集めたデータを本来の目的以外にも利用を試みることで、新たな有益な情報が得られ、新たな価値が生じることがあります。
- 例えば、毎日の操業データの日時と場所と漁獲量を数年分にわたって分析することで、事前に漁獲量を予測することができるようになるかもしれません。
- また、操業地点と燃料消費、潮の流れ等のデータを収集し分析することで、より少ない燃料で操業地点に到達できる航路がわかるようになるかもしれません。
- このように、データには本来想定しない価値が眠っていることがあり、その価値を上手く引き出すことが、スマート水産業に取り組む上での一つのポイントとなります。



データの取り決めの必要性（1）

- 従来、漁業者や漁業協同組合がデータのやり取りをする相手は、普段から付き合いがある相手であることがほとんどでした。このため、データの利用方法についても、ある程度想像がついていたといえます。
- 例えば、
 - 漁業者から漁協等漁業団体や産地市場への情報の提供
 - 流通関係者への出荷情報の提供
 - 漁業協同組合や産地市場が利用する業務システムの導入に際してのデータ提供等

日常的な取引がある相手に対し、業務上の必要からデータを渡すことが想定されていました。この場合、データがどのように使われるか（利用目的）は、業務上必要とされる範囲ということで、特段の不安なくデータ提供を行ってきたことが多かったと言えます。



データの取り決めの必要性（２）

- 新たにスマート水産業の新技术のためデータを提供する場合には、データを解析したり、その結果をスマートフォンなどで確認できるサービスにしたりする過程で、さまざまな人が関与します。そのため、従来、関わりがなかった研究機関や企業など、幅広い相手にもデータを提供することになります。
- この場合、データをどのように使うかについて、データを提供する人と利用する人の考えが、実は食い違っている、ということもあり得ます。例えば、
 - 提供したデータは地域の漁業のためだけに使われると思って提供したものの、提供を受けた側は、その地域だけでなく全国で使えるサービスに活用しようと思っていた
 - 学術研究目的で利用する目的に限定されると思ってデータ提供したものの、データを受け取った側では、商用利用にも使うつもりであった
 - サービスを利用する時、必要なデータを入力したり収集したりする際に、そのデータは利用者自身のためだけに使われると思っていたが、サービスを提供する側では、それらを活用してサービス全体の品質向上など企業のための利用にも使おうと思っていた

こんなトラブルが発生 するかもしれません

（1）提供したデータが、想定しない目的で使われてしまう



後日



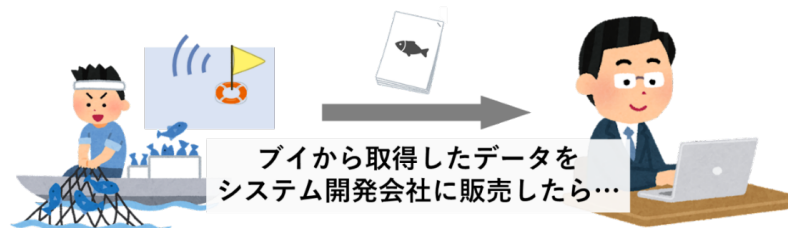
（2）提供したデータが、想定しない人の手へ渡ってしまう

普段から取引のある相手に
漁獲データを提供したつもりが・・・

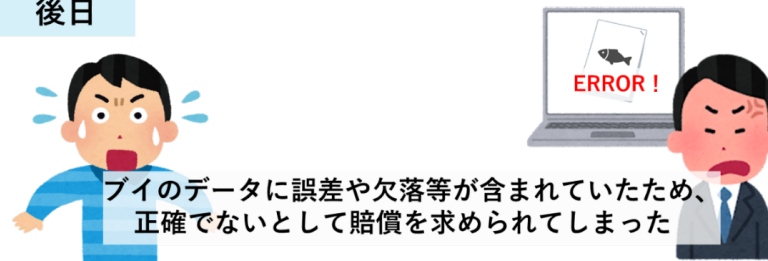
意図しない相手に
データが渡ってしまった



（3）提供したデータに誤差や欠落が含まれていたことで 提供先から賠償を求められてしまった



後日



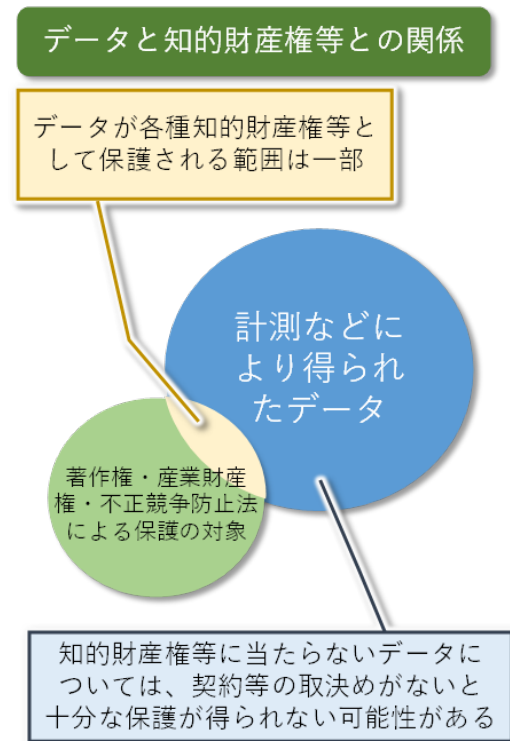
データの取り決めの必要性（４）

- スマート水産業の新技术のためデータを提供する場合、日常的な取引を行っている人以外とのやり取りも含まれることから、このような食い違いが発生し、本来は望まない方法でデータが使われてトラブルに発展する可能性があります。そのため、新技术を用いるデータの提供や利用を行う際には、双方が前提としている商慣習や事情を当然のこととはせず、誤解が生じないよう取り決めを行うことが重要となります。
- データのやり取りに関わるすべての人が、守るべきデータをしっかりと保護し、提供者が安心してデータを出していけるようにするためには、下図のように「だれが」「何のために」「どんな」データを取得し、「どのような方法で」利用・管理するかなどの取り決めを事前に行っておくことが重要になります。取り決めの内容については、必ずしも詳細な契約の形にしなくても、所定の事項のみを簡単なシートに示すなど、簡易な形で行うことも可能です。



データの権利と保護（１）

- 単純なデータ（例えば水温や風速、水揚げデータの記録など）については、日本の知的財産に関する法律では、必ずしも保護されません。例えば日本の法律では、「所有権」の対象は形のあるもの（有体物）に限られています。
- 例外として、特許権や著作権など、特定の法律で同様の保護が認められているものがありますが、その対象に含まれないと、所有権同様の法律上の保護を受けられません。
- よく「このデータは私が所有するデータである」という表現が用いられることもありますが、このように所有権または類似の取扱いをすることが法律で認められない場合に「渡したデータを返してください」と請求するのは、取り決めがない限り難しいことがあります。



- 営業秘密など、漁業者が秘密として取り扱っているものであればデータも、営業秘密として保護される可能性があります。一定の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）が必要となります。
- 営業秘密に該当する場合には、相手方にデータを不正利用させないよう裁判所に請求したり、相手方に損害賠償を求めたり、データの削除を求めたりすることができます。しかし、営業秘密に該当しない場合には、これらの請求ができません。また裁判の結果を待たないと、決着がつかないことがあります。こうしたトラブルを避けるため、データを提供する側はもちろん、データを受け取り、利用する側にとっても取り決めを交わすことは非常に重要です。



営業秘密として認められるには以下の３要件を満たすことが必要とされています。

- 秘密管理性・・・秘密として管理されていること
- 有用性・・・有用な技術上又は営業上の情報であること
- 非公知性・・・公然と知られていないこと

特に水産の生産の場においては「秘密管理性」を満たすことが難しい場合が多いです。これは漁業が公有海面を利用するものであり、その立ち入りは禁止されていないことが多く、外部から観察されることで秘密として管理しにくい、という性格に根差しているからです。

4. 取り決めておくべき 事項について

取り決めの重要性

- 取り決めとは、法律的に言えば契約を行うことを意味します。特に取り決め（契約）を何らかの書面や電子ファイルなどの形（書面等）で、お互い確認できるようにすることは、
 - データの提供者と利用者の相互で考えていることが一致しているかどうかを事前に確認する
 - 契約の途中で、例えば利用目的の範囲に疑義が生じたり、変更の必要が生じたりした際に、確認のための資料となる
 - 事後にトラブルになった際に、両者共通の証拠となる等の点で、有効です。
- 取り決めは、必ずしも契約書という形でなくても、内容を列記し合意を示す形でも可能ですし、既に用いられている書面等のひな型を利用する形でも可能です。
- 取り決め（契約）を書面等で交わすことで、契約を交わした両者が、お互いに法的に守らなくてはならない内容を明らかにすることができます。



取り決めておくべき項目 1 目的

- 提供したデータが想定しない目的で利用されてしまうケースを避けるためには、あらかじめ契約などで、データの提供相手がどのような目的でデータを利用するのかを定めることが考えられます。
- 例えば、契約の目的を「国内で利用されるシステムの開発を目的とする」と限定することで、海外で販売されるシステムに勝手にデータが利用されることを防ぐことができます。

目的を定めることで、提供したデータの利用目的を限定できます。



第〇条
「本目的」とは、〇〇〇をいう。

第〇条
データ受領者は、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならない。



取り決めておくべき項目 2 提供範囲

- 提供したデータが、想定しない人の手に渡ってしまうトラブルなどは、あらかじめ、契約で第三者への情報開示を制限する条項を定めることで対処する方法が考えられます。
- データの提供範囲をあらかじめ決めておくことで、データを開示しても良い相手、開示してはいけない相手が明確となり、トラブルを避けることができるようになります。

データの提供範囲を定めることで、データの提供先を限定できます。



第〇条

データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、提供データ等を第三者に開示、提供、漏えいしてはならない。



取り決めておくべき項目 3 データの非保証

- 提供したデータに誤差や欠落が含まれていた、といった理由で、提供先が予定したとおりにデータを利用できないことがあります。特に有償でデータ提供を行った場合などで賠償を求められてしまうことが考えられます。
- 一方で、データ提供者の立場から見ると、あくまで業務上得られたデータをそのまま提供しているだけであるので、その内容の正確性などを厳しく求められるのは不本意です。
- そこで、提供したデータについて、提供できるデータがどの程度正確なものなのかあらかじめ合意しておく、あるいはデータの正確性について、わざと誤りのあるデータを入れたといった事情がない限り提供者側で保証しない旨を取り決めておくことが考えられます。

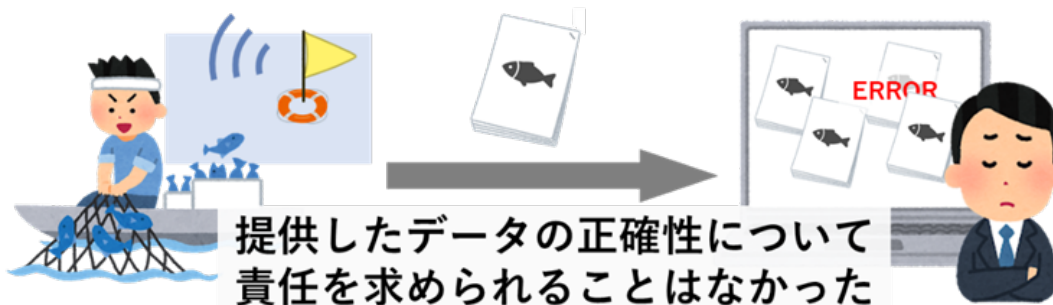
データの保証及び非保証の範囲を定めることで、
提供データの満たすものについて合意できます。



第〇条

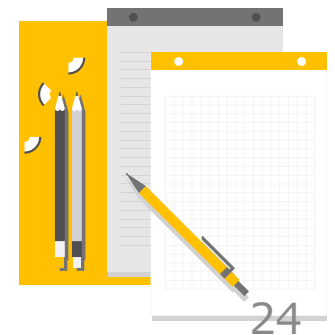
データ提供者は、提供データ等が、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。

2. データ提供者は、提供データ等の正確性を保証しない。



取り決めのポイント タームシートの活用

- 契約書等の取り決めでは、なかなか詳細が分かりにくい場合があります。そのため、データに関する主な取り決め内容だけを、一覧表などの形で整理して、わかりやすくすることが一案として考えられます。このような一覧表はタームシートと呼ばれています。
- より厳密にいうと、タームシートとは、データの提供又は利用に関して、当事者間で決めておくことの概要を書面にまとめたものです。
- 有効な取り決めを行うためには、取り決めの対象となるデータの範囲を明確にする、利用者側の利用用途などの目的を明確にする、受け取った利用者がさらに第三者に提供したり、あるいはデータを活用したサービスを第三者に提供する場合には、その範囲などを明確にしたりする、などが挙げられます。
- それ以外にも、当事者間で決めておくことにより、後々の誤解が生じない内容があります。タームシートを作成して、取り決めの中に含め、内容を確認しやすくすることにより、当事者間で漏れの少ない取り決めを行うことが期待できます。



参考：タームシートの例

【参考】タームシート例

【タームシート例】

項目	記載内容		
契約の目的	データ提供が行われる契約の目的（委託、共同開発等）を記載		
契約当事者	提供者	複数の当事者が提供者の場合には全て記載	
	受領者	複数の当事者が受領者の場合には全て記載	
本契約で関係する他の契約	本契約により提供するデータの利用や第三者提供に関連する他契約があれば記載（契約当事者も併せて記載）		
提供するデータ(セット)の概要	提供対象となるデータ	主なデータ項目 ⁵	提供するデータに含まれる主なデータ項目等を記載
		個人情報の有無とその対応	個人情報が含まれている場合にはその旨と、取得されている同意の範囲などを記載
		データの期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
		提供方法	媒体、ネットワーク経由などを記載
		提供先における保存場所	提供先の保存場所（地域名及び施設名等）を記載
		営業秘密管理の有無	データの管理において秘密として管理することが必要な場合に、その旨を記載
		他社との共有を前提に作成されたビッグデータかどうか	利用者の範囲を記載
		提供データの利用等	利用目的
	明示的な利用禁止となる目的		当事者の意思から明らかに利用禁止する利用目的について記載
	利用期間		〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	利用形態		無加工 仮名化利用 匿名加工利用 その他（ ）
	第三者提供		有 無 ある場合には提供先・範囲 （ ）
	※ 取扱いを異にする複数のデータがある場合には、上記4行を追加して、それぞれについて記載		
データ提供 (複数ある場合には、行を追加してそれぞれ記載)	提供先の所在地	データ提供先が利用する所在地を記載	
	提供先における管理方法の概要	提供先における管理方法を記載	
想定される派生データ ⁶ 、生成される知的財産に関する事項 (派生データ、知的財産ごとに記載)	【派生データ・知的財産名】A		
	内容	派生データ等の内容の説明を記載	
	利用目的	派生データ等の利用目的(範囲含む)を記載	

項目	記載内容		
	提供関係 ⁷	当事者等における提供関係を記載	
	帰属関係等	権利の場合には帰属関係、それ以外はライセンス等に関する権限関係を記載	
	【派生データ・知的財産名】B（以下必要に応じて行を追加）		
	内容	派生データ等の内容の説明を記載	
	利用目的	派生データ等の利用目的(範囲含む)を記載	
	提供関係	当事者等における提供関係を記載	
	帰属関係等	権利の場合には帰属関係、それ以外はライセンス等に関する権限関係を記載	
データから得られることが想定されるノウハウの内容	提供データから得られるノウハウ、あるいはAIにより実装されるノウハウなどがあれば記載		
データ提供に伴う対価等	想定する対価、あるいは事業化した際の利用条件を記載		
秘密保持の期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日		
契約終了後の削除等	【データ名】	削除予定の有無	削除予定日
	データA	有	〇年〇月〇日
	以下必要に応じて行を追加		
その他特記事項			

5. 取り決めをする際に 気をつけるべきこと

- 操業データなどには漁業者の個人情報が入ったデータも含まれます。特に個人経営の漁業者の場合、例えば漁獲者のデータに個人名が入ることがあります。そして、このようなデータは個人情報又は個人データとなり、個人情報保護法の対象となります。
- 個人情報保護法では、個人情報や個人データの収集に際しては、利用目的をwebページで公表するなど必要な手続きが求められます。さらに収集した個人データを第三者に提供する場合にも、原則、同意を取得するなどの手続きを行う必要があります。
- 従って、取得するデータの中に個人情報や個人データが含まれる場合には、適切な手続き（ホームページにおける利用目的の公表など）を行う必要があります。
- また、提供する個人データを個人が特定できない形にして提供することで、外部に流出した場合でも漁業者個人が特定されるリスクを減少させることができます。例えば、所属する漁協と漁業者名を匿名（「霞ヶ関漁協水産太郎」を「A漁協001」とする）にし、漁業者を特定できなくして提供する、等の方法も考えられます。



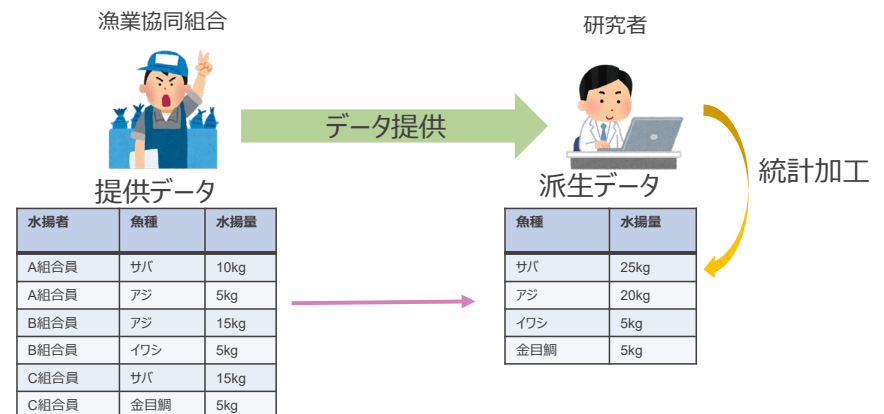
気をつけておくべき点 2 提供先以外に渡したくないデータは秘密として管理してもらう

- 操業データ等では、水揚量や販売額など漁業者の事業者としてのデータが含まれるものがあります。このようなデータについては、漁業者から見ると、提供先に出すことは同意するものの、一般的に公開されることは想定していません。
- このデータは営業秘密として保護されてしかるべきものであり、提供先にも秘密として管理することを求めるような取り決めを結んでおくことが重要です。
- 営業秘密として取り扱うためには、いくつか要件がありますが、そのうち、「秘密管理性」と呼ばれるものがあります。これは、この情報については秘密として扱い、そして秘密として管理する（例えばデータであればデータへのアクセスを制限できるようにする、パスワードをかけるなど）ということが内容となります。
- このように事業者として秘密にしたいデータは、日常的に秘密として管理するほか、提供する際にも相手に秘密として管理してもらうよう取り決めることが重要です。



気をつけておくべき点3 提供したデータ／加工・分析したデータの取扱い

- データを提供する場合、提供を受けた側で受け取ったデータを加工・分析して、新たなデータを生産することがあります。
- 例えば統計処理を行って、統計データとしたり、最近ではA Iで利用できるようにデータを加工したりすることなどもあります。この場合、元のデータを「提供データ」、加工・分析することで新たに生み出されるデータを「派生データ」と呼ばれることがあります。
- 提供データに関しては、提供者の側が提供先や利用方法を決める権限を有しますが、派生データについては提供者と利用者の取り決めにより決めることになります。
- これは派生データを生み出すためには、利用者側のノウハウや知見などが活かされているという事情があります。一方で派生データを作り出すためには提供データが不可欠であるという事情もあります。そこで派生データに関する権限を、提供データに関する権限とは異なる取扱いとすることも考えられます。このことを、取り決めの中に含めておくことで、トラブルを避けることにつながります。



気をつけておくべき点 4 サービスや機器を利用したデータも 「データ提供」している可能性がある（1）

- 従来、機器を利用したデータの収集では、入力したデータや収集したデータは、利用者が管理する機器の中だけにあり、提供されないことが多かったのですが、最近はネットワーク技術やクラウドなどの新しい技術の進展とともに、データをサービス提供事業者提供してサービスを受ける機会が増えています。
- このようなサービス利用のために提供したデータについても、提供先事業者での取扱いを確認する必要があります。サービスの場合には通常、利用規約という形で、取扱いのルールが示されています。
- 例えば、
 - 一旦提供したデータは相手先で自由に使っていいという内容のもの
 - 提供されているサービスの品質向上のためだけに利用するというもの
 - 提供したサービス利用者のためだけに利用するというものなど様々なものがあります。
- さらにサービスの利用を終えた後の取扱いも、事業者によって異なります。

気をつけておくべき点 4 サービスや機器を利用したデータも「データ提供」している可能性がある（2）

- また、機器やサービスを提供する事業者が海外にある場合には、データは海外の事業者ネットワークを通じて送信されることもあります。その結果、利用者が意図しないまま、国外で利用されることも考えられます。
- このようなサービスや機器は、スマート水産業などを活用する上でも有用なものとして位置付けられますが、利用に際してはデータ提供との関係で利用規約に留意する必要があります。

6. おわりに

- 生産者とのトラブルを防ぎ、データの円滑な利活用を進めていくため、データの取り扱いについては、取り決めを結ぶことを検討してください。よろしくお願い申し上げます。
- 水産庁では、より詳しい内容やデータ契約書のひな型などを盛り込んだ「水産業におけるデータ利活用のためのガイドライン」を公開しています。取り決めを結ぶ際の参考としてください。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/yuuryou-3.pdf>

※ 本講義資料は、水産庁が公開している「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン ダイジェスト版」を基に作成しております。

【生産者等において特に参照いただきたい箇所】

- 1) データの入力を伴う ICT システム・サービスの利用を考えている生産者等

データの入力を伴う ICT システム・サービスの利用を考えている生産者等は、取り決め内容をチェックするために、

表 14 生産者等が締結するデータ提供契約における確認項目例

を確認してください

そして提供の場面で特に留意すべき事項について、

「第 2. 水産分野のデータ提供における基本的事項」のうち

3. (1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出

で説明しているので、参照してください。

- 2) ICT システム・サービス・製品等の研究開発に関与する生産者等

ICT システム・サービス・製品等の研究開発に関与する生産者等は、データやノウハウの提供契約の内容を確認する観点から

表 14 生産者等が締結するデータ提供契約における確認項目例

・ 第 4. データ利活用に関するモデル契約書におけるポイント 3. モデル契約ひな型 3) データ提供契約におけるタームシート
トの例

を参照して下さい。

【ICTシステム・サービス・製品等の委託者・受託者において特に参照いただきたい箇所】

- 1) ICTシステム・サービス提供者、研究開発機関等
関与する部分は広範であることから、基本的には本ガイドライン全般について内容を参照して下さい。
- 2) 国、地方公共団体、公的機関（国立研究開発法人、独立行政法人等）
公的資金による研究事業を実施する場合には、本ガイドラインの以下の項目を参照して下さい。

「第2.水産分野のデータ提供における基本的事項」のうち
(2) ③行政機関等への提供